

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 2023年1月1日～ 2027年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場
復帰をサポートする。

<対策>

- 2023年1月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休
業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 2023年1月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業や短時間勤務制度、時間外労働免除制度、
雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制
度の周知

<対策>

- 2023年1月～
育児・介護休業法の改正による諸制度の変更と、社内規程の改訂について社内 LAN
を通じて周知する

目標3：育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制
の見直し

<対策>

- 2023年1月～
業務内容の精査および体制を見直すことにより、職場復帰しやすい環境を整備する